

貸借取引参加者
代表者 殿

日本証券金融株式会社
取締役社長 増 淵 稔

(株)大阪証券取引所と(株)ジャスダック証券取引所の経営統合
に伴う貸借取引関係規程の一部改正等について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、(株)大阪証券取引所は、平成 22 年 4 月 1 日付けで(株)ジャスダック証券取引所との経営統合を予定しており、経営統合後のジャスダック市場の指定証券金融会社として当社を指定することを決定しております。

これに伴い当社は、下記のとおり貸借取引関係規程を一部改正するとともに、これに係わる諸契約を一部変更させていただくことといたしましたので、ご通知申し上げます。

今回の規程改正および契約変更の内容は、取引所の経営統合に伴い、「ジャスダック証券取引所」を「大阪証券取引所」に、「ジャスダック証券取引所の取引参加者」を「大阪証券取引所のジャスダック取引参加者」に読み替えるなどの所要の改正となりますので、弊社とジャスダック証券取引所市場分に関する契約の締結をしている取引参加者との契約変更につきましては、これを証する書面の取り交わしにかかる手続きを省略させていただきたく存じます。

つきましては、今回の契約変更にご異議がございましたら、平成 22 年 3 月 19 日 (金) までに「本件に関するお問合せ先」までその旨お申し出いただきますようお願い申し上げます。同日までにご異議のお申し出がない場合は、変更内容をご承認いただけたものとさせていただきます。

敬 具

記

1. 貸借取引関係規程の一部改正

- ・ 「貸借取引貸出規程」 ……別紙 1
- ・ 「貸借値段の決定基準」 ……別紙 2
- ・ 「貸借取引にかかる株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領」 ……別紙 3

2. 諸契約の一部変更

- ・ 「約諾書」 ……別紙 4
- ・ 「貸借担保金等および増担保金等の取扱いに関する合意書」 ……別紙 5
- ・ 「清算取次貸借取引等に関する約諾書」 ……別紙 6

3. 実施日 平成 22 年 4 月 1 日

以 上

<本件に関するお問合せ先>

貸借取引部 貸借取引課

TEL (03) 3666-3472

「貸借取引貸出規程」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>第1条 この規程は、当社が、つぎの各号に掲げる者のうち株式会社日本証券クリアリング機構（以下「清算機関」という。）の清算資格を有する者に対し、株式会社東京証券取引所、証券会員制法人札幌証券取引所、証券会員制法人福岡証券取引所または株式会社<u>大阪証券取引所</u>（以下「取引所」という。）が開設する取引所金融商品市場（以下「金融商品市場」という。）において成立した信用取引等にかかる普通取引その他の金融商品市場取引（以下「金融商品市場取引」という。）の決済に必要な金銭または有価証券を金融商品市場の決済機構を利用して貸し付ける（以下この貸付けを「貸借取引」という。）場合に必要とする事項を定めるものとする。なお、本規程中の用語については、本規程中に別段の定めがある場合を除き、金融商品取引に関する法令、取引所の諸規則または清算機関の諸規則に定める定義が適用されるものとする。</p> <p>(1) ～ (3) （現行どおり）</p> <p>(4) <u>株式会社大阪証券取引所のジャスダック取引参加者</u></p> <p>(5) ～ (6) （現行どおり）</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。</p>	<p>第1条 この規程は、当社が、つぎの各号に掲げる者のうち株式会社日本証券クリアリング機構（以下「清算機関」という。）の清算資格を有する者に対し、株式会社東京証券取引所、証券会員制法人札幌証券取引所、証券会員制法人福岡証券取引所または株式会社<u>ジャスダック証券取引所</u>（以下「取引所」という。）が開設する取引所金融商品市場（以下「金融商品市場」という。）において成立した信用取引等にかかる普通取引その他の金融商品市場取引（以下「金融商品市場取引」という。）の決済に必要な金銭または有価証券を金融商品市場の決済機構を利用して貸し付ける（以下この貸付けを「貸借取引」という。）場合に必要とする事項を定めるものとする。なお、本規程中の用語については、本規程中に別段の定めがある場合を除き、金融商品取引に関する法令、取引所の諸規則または清算機関の諸規則に定める定義が適用されるものとする。</p> <p>(1) ～ (3) （省 略）</p> <p>(4) <u>株式会社ジャスダック証券取引所の取引参加者</u></p> <p>(5) ～ (6) （省 略）</p>

「貸借値段の決定基準」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 申込日当日の取引所における最終値段がない銘柄については、申込日前日の貸借値段を当日の貸借値段とする。ただし、次の各号に定める場合においては、それぞれに定める計算方法により算出された額を当日の貸借値段とする。</p> <p>(1) 申込日当日が当該銘柄の株式分割等による株式を受ける権利等にかかる権利落日(「貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い」別表2(1)に定める期日をいう。以下同じ。)にあたる時は、前日の貸借値段から権利処理価額を差し引いた額(取引所が定める当該銘柄の呼値の単位未満は切捨てる。)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。</p>	<p>1. (省 略)</p> <p>2. 申込日当日の取引所における最終値段がない銘柄については、申込日前日の貸借値段を当日の貸借値段とする。ただし、次の各号に定める場合においては、それぞれに定める計算方法により算出された額を当日の貸借値段とする。</p> <p>(1) 申込日当日が当該銘柄の株式分割等による株式を受ける権利等にかかる権利落日(「貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い」別表2(1)に定める期日をいう。以下同じ。)にあたる時は、前日の貸借値段から権利処理価額を差し引いた額(取引所が定める当該銘柄の呼値の単位 <u>(株式会社ジャスダック証券取引所に上場されている銘柄にあっては、注文の単位をいう。)</u> 未満は切捨てる。)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>3. (省 略)</p>

「貸借取引にかかる株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>12 前各項の規定にかかわらず、貸借取引融資担保株券等および貸付株券等にかかる株式に株式分割による株式を受ける権利または株式無償割当て（貸借取引を行っている株式と同一の種類の株式が付与される場合に限る。）による株式を受ける権利が付与された場合（当該株式分割または株式無償割当てにかかる割当日の翌日が、当該株式分割または株式無償割当ての効力発生日である場合に限る。）で、単位の整数倍の数の新株式が割り当てられたときは、次の方法により処理するものとする。</p> <p>(1) （現行どおり）</p> <p>(2) 権利落日の取引所における最終値段（気配表示が行われているときは、当該最終気配値段。）がない場合には、権利付売買最終日の貸借値段を当該新株式割当率に 1 を加えた数で除した額（取引所が定める当該銘柄の呼値の単位未満は切捨てる。）に調整し、権利落日における貸借値段とする。</p> <p>付 則 この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。</p>	<p>12 前各項の規定にかかわらず、貸借取引融資担保株券等および貸付株券等にかかる株式に株式分割による株式を受ける権利または株式無償割当て（貸借取引を行っている株式と同一の種類の株式が付与される場合に限る。）による株式を受ける権利が付与された場合（当該株式分割または株式無償割当てにかかる割当日の翌日が、当該株式分割または株式無償割当ての効力発生日である場合に限る。）で、単位の整数倍の数の新株式が割り当てられたときは、次の方法により処理するものとする。</p> <p>(1) （省 略）</p> <p>(2) 権利落日の取引所における最終値段（気配表示が行われているときは、当該最終気配値段。）がない場合には、権利付売買最終日の貸借値段を当該新株式割当率に 1 を加えた数で除した額（取引所が定める当該銘柄の呼値の単位 <u>（株式会社ジャスダック証券取引所に上場されている銘柄にあっては、注文の単位をいう。）</u> 未満は切捨てる。）に調整し、権利落日における貸借値段とする。</p>

「約諾書」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>当社が制度信用取引等にかかる普通取引その他の取引所取引の決済に必要な金銭または有価証券を、<u>株式会社大阪証券取引所</u>（以下「取引所」という。）の決済機構を利用して貴社から借り入れる（以下この借入を「貸借取引」という。）につきましては、下記の通り確約し、その証として本書を差し入れます。</p> <p>1. ～8. （現行どおり）</p>	<p>当社が制度信用取引等にかかる普通取引その他の取引所取引の決済に必要な金銭または有価証券を、<u>株式会社ジャスダック証券取引所</u>（以下「取引所」という。）の決済機構を利用して貴社から借り入れる（以下この借入を「貸借取引」という。）につきましては、下記の通り確約し、その証として本書を差し入れます。</p> <p>1. ～8. （省 略）</p>

「貸借担保金等および増担保金等の取扱いに関する合意書」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>(以下「甲」という。)と日本証券金融株式会社(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所の開設する取引所金融商品市場において成立した信用取引等にかかる貸借取引(以下「東証市場向け貸借取引」という。)および株式会社大阪証券取引所の開設する取引所金融商品市場において成立した信用取引等にかかる貸借取引(以下「<u>大証ジャスダック市場向け貸借取引</u>」という。)にかかる貸借担保金および貸借担保金代用有価証券(以下「貸借担保金等」という。)ならびに増担保金および増担保金代用有価証券(以下「増担保金等」という。)の取扱いに関し、次のとおり合意する。なお、本合意書中の用語については、本合意書中に別段の定めのある場合を除き、貸借取引貸出規程(以下「規程」という。)に定める定義が適用されるものとする。</p> <p>1 甲が乙に差し入れた 年 月 日付け「約諾書」第2号および平成 年 月 日付け「約諾書」第2号にかかわらず、甲が東証市場向け貸借取引または<u>大証ジャスダック市場向け貸借取引</u>により貸付を受ける際に乙に差し入れた貸借担保金等は、甲が東証市場向け貸借取引および<u>大証ジャスダック市場向け貸借取引</u>により乙に対し負担する一切の債務の共通担保として取扱われるものとする。ただし、特定代用有価証券担保については、甲乙間で締結した平成 年 月 日付け「特定代用有価証券担保の取扱いに関する特約書」第1条および平成 年 月 日付け「特定代用有価証券担保の取扱いに関する特約書」第1条の規定が本項に優先して適用されるものとする。</p> <p>2 乙は、甲が差し入れた東証市場向け貸借取引または<u>大証ジャスダック市場向け貸借取引</u>にかかる貸借担保金等を、東証市場向け貸借取</p>	<p>(以下「甲」という。)と日本証券金融株式会社(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所の開設する取引所金融商品市場において成立した信用取引等にかかる貸借取引(以下「東証市場向け貸借取引」という。)および株式会社<u>ジャスダック証券取引所</u>の開設する取引所金融商品市場において成立した信用取引等にかかる貸借取引(以下「<u>JASDAQ市場向け貸借取引</u>」という。)にかかる貸借担保金および貸借担保金代用有価証券(以下「貸借担保金等」という。)ならびに増担保金および増担保金代用有価証券(以下「増担保金等」という。)の取扱いに関し、次のとおり合意する。なお、本合意書中の用語については、本合意書中に別段の定めのある場合を除き、貸借取引貸出規程(以下「規程」という。)に定める定義が適用されるものとする。</p> <p>1 甲が乙に差し入れた 年 月 日付け「約諾書」第2号および平成 年 月 日付け「約諾書」第2号にかかわらず、甲が東証市場向け貸借取引または<u>JASDAQ市場向け貸借取引</u>により貸付を受ける際に乙に差し入れた貸借担保金等は、甲が東証市場向け貸借取引および<u>JASDAQ市場向け貸借取引</u>により乙に対し負担する一切の債務の共通担保として取扱われるものとする。ただし、特定代用有価証券担保については、甲乙間で締結した平成 年 月 日付け「特定代用有価証券担保の取扱いに関する特約書」第1条および平成 年 月 日付け「特定代用有価証券担保の取扱いに関する特約書」第1条の規定が本項に優先して適用されるものとする。</p> <p>2 乙は、甲が差し入れた東証市場向け貸借取引または<u>JASDAQ市場向け貸借取引</u>にかかる貸借担保金等を、東証市場向け貸借取引分と</p>

新	旧
<p>引分と大証ジャスダック市場向け貸借取引分とを区分せずに、両市場向け貸借取引の共通担保分として混合して管理するものとする。</p> <p>3 規程第 18 条第 1 項および第 2 項の適用に関し、甲は、東証市場向け貸借取引にかかる同条第 1 項に基づき算出される貸借担保金の額（以下「貸借担保金所要額」という。）と大証ジャスダック市場向け貸借取引にかかる貸借担保金所要額を合計した額を充足する貸借担保金等を乙に差し入れれば足りるものとし、各市場向け貸借取引にかかる貸借担保金所要額を充足する貸借担保金等をそれぞれ別個に差し入れることを要さないものとする。</p> <p>4 （現行どおり）</p> <p>5 前各項以外の事項に関しては、規程および第 1 項に掲げる契約その他の東証市場向け貸借取引または大証ジャスダック市場向け貸借取引に関し甲乙間で締結した契約に定めるところによる。</p>	<p>JASDAQ市場向け貸借取引分とを区分せずに、両市場向け貸借取引の共通担保分として混合して管理するものとする。</p> <p>3 規程第 18 条第 1 項および第 2 項の適用に関し、甲は、東証市場向け貸借取引にかかる同条第 1 項に基づき算出される貸借担保金の額（以下「貸借担保金所要額」という。）とJASDAQ市場向け貸借取引にかかる貸借担保金所要額を合計した額を充足する貸借担保金等を乙に差し入れれば足りるものとし、各市場向け貸借取引にかかる貸借担保金所要額を充足する貸借担保金等をそれぞれ別個に差し入れることを要さないものとする。</p> <p>4 （省 略）</p> <p>5 前各項以外の事項に関しては、規程および第 1 項に掲げる契約その他の東証市場向け貸借取引またはJASDAQ市場向け貸借取引に関し甲乙間で締結した契約に定めるところによる。</p>

「清算取次貸借取引等に関する約諾書」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>当社は、株式会社日本証券クリアリング機構の清算資格を有しない<u>株式会社大阪証券取引所</u>の取引参加者（以下「非清算参加者」という。）の委託を受けてその計算において、貴社と「貸借取引貸出規程」（以下「規程」という。）に定める貸借取引または品貸取引（以下「貸借取引等」という。）を行う（以下この貸借取引等を「清算取次貸借取引等」という。）につきましては、平成 年 月 日付けで貴社に差し入れた「約諾書」のほか、本書の定めに従うことを確約します。</p> <p>1.～8. （現行どおり）</p>	<p>当社は、株式会社日本証券クリアリング機構の清算資格を有しない<u>株式会社ジャスダック証券取引所</u>の取引参加者（以下「非清算参加者」という。）の委託を受けてその計算において、貴社と「貸借取引貸出規程」（以下「規程」という。）に定める貸借取引または品貸取引（以下「貸借取引等」という。）を行う（以下この貸借取引等を「清算取次貸借取引等」という。）につきましては、平成 年 月 日付けで貴社に差し入れた「約諾書」のほか、本書の定めに従うことを確約します。</p> <p>1.～8. （省 略）</p>